

北海道告示第10454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和4年3月30日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 施行者の名称
美唄市
 - (2) 都市計画事業の種類及び名称
美唄奈井江都市計画下水道事業 美唄公共下水道
 - (3) 事業施行期間
昭和55年1月22日から令和9年3月31日まで
 - (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
平成29年北海道告示第10273号の事業地のうち美唄市字チャシュナイの一部及び字茶志内の一部を削る。
-
- 2 (1) 施行者の名称
芦別市
 - (2) 都市計画事業の種類及び名称
芦別都市計画下水道事業 芦別公共下水道
 - (3) 事業施行期間
昭和55年11月20日から令和9年3月31日まで
 - (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し
-
- 3 (1) 施行者の名称
赤平市
 - (2) 都市計画事業の種類及び名称
赤平都市計画下水道事業 赤平公共下水道
 - (3) 事業施行期間
昭和56年11月24日から令和9年3月31日まで

- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 4 (1) 施行者の名称
名寄市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
名寄都市計画下水道事業 名寄公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和46年7月2日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
昭和46年北海道告示第1976号、昭和51年北海道告示第1059号、昭和60年北海道告示第660号、平成2年北海道告示第652号、平成6年北海道告示第1059号、平成12年北海道告示第2095号、平成17年北海道告示第10895号、平成22年北海道告示第10421号、平成29年北海道告示第10243号の事業地うち、名寄市徳田において事業地を変更する。

- 5 (1) 施行者の名称
三笠市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
三笠都市計画下水道事業 三笠公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和62年2月14日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 6 (1) 施行者の名称
滝川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
滝川都市計画下水道事業 滝川公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和44年5月10日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し